

令和8年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務 仕様書

1. 事業目的

本業務は、本市の観光資源を活かした戦略的かつ効果的な観光プロモーションを実施することで、新たな観光需要の喚起、来訪者の周遊・滞在促進および再訪意欲の向上等を図ることにより、宿泊客数および観光消費額を増加させることを目的とする。

また、彦根城をはじめとした歴史・文化・食・自然・スポーツイベント等の地域資源を組み合わせながら、本市ならではの滞在価値を効果的に発信し、上記目的を達成することを目指すものとする。

なお、本業務の実施にあたっては、以下を踏まえること。

(1) 「彦根市観光に関する経済効果測定調査報告書」を基礎資料として企画立案すること。

(2) 次の視点のいずれかを踏まえること。

ア 彦根城の世界遺産登録に向けた機運醸成とあわせ、本市の歴史・文化的価値や城下町としての魅力への関心喚起につなげる視点。

イ 彦根駅周辺、彦根城周辺および自然やスポーツ施設等の地域資源を有機的に結び付け、Jリーグの試合などを観光誘客の材料として活用を検討するとともに、来訪者の回遊性向上および滞在促進につなげる視点。

ウ その他、独自の提案による、彦根市の観光需要の喚起、来訪者の周遊・滞在促進および来訪意欲の向上につながる視点。

(3) 本市ならではの魅力や滞在価値を効果的に訴求し、来訪意欲の喚起や周遊・宿泊につながる内容とすること。

(4) (2) の視点が最も訴求するターゲットを想定したうえで、ターゲットに応じた適切な情報発信手法を活用し、視覚的・感情的訴求力があり行動変化につながるプロモーションを展開すること。

2. 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次の内容を踏まえた観光誘客プロモーションを実施すること。

(1) プロモーション戦略の企画立案

ア 本市の観光課題や観光動向等を分析し、ターゲット設定、訴求内容、発信手法等を整理したプロモーション戦略を提案すること。

イ 1の(2)の視点を踏まえ、最も効果の上がるターゲット設定を行うこと。

ウ 彦根城単体にとどまらず各種観光資源をプロモーションの対象とし、市内周遊や、滞在時間の延長等の促進により、宿泊客数および観光消費額を増加させる内容とすること。

エ 「観光地を巡る」だけでなく、「彦根で過ごす体験」につながる滞在価値の創出を意識した提案を行うこと。

オ 必要に応じて、地域イベント、スポーツイベント、文化イベント等を契機とした来訪者の周遊・滞在促進につながる提案を行うこと。

(2) 観光プロモーションの実施

ア SNS、Web、動画、デジタル広告その他効果的な媒体・手法を活用し、本市の魅力を効果的に発信すること。

イ 情報発信にあたっては、歴史・文化・城下町・アウトドア・食・体験・スポーツイベント等、本市ならではの滞在価値を感じられる内容とすること。

ウ 単なる認知拡大にとどまらず、来訪・周遊・滞在・再訪につながる導線設計を意識すること。

エ 必要に応じて、インフルエンサー等を活用した情報発信を委託料の範囲内で提案に含めることも可能とする。

オ 彦根駅、彦根城周辺、スポーツ施設、飲食店、まちなか等を結び付け、回遊性向上につながる情報発信や企画提案を行うこと。

(3) 滞在型観光・モデルコース等の提案

ア 本市における滞在型観光を促進するため、ターゲットに応じたモデルコース等を提案すること。

イ 宿泊や夜間滞在を意識した提案とすること。

ウ 来訪者が「また訪れたい」と感じる再訪動機の創出を意識した内容とすること。

(4) KPI 設定および効果検証

ア KPI については、Web アクセス数、SNS エンゲージメント数、動画再生数、特設サイト遷移数等、提案内容に応じて適切に設定すること。

イ 単なる閲覧数等のみではなく、来訪意欲、周遊性、滞在意向、再訪意向等も踏まえた効果検証に努めること。

ウ 必要に応じて、AI やデジタルツール等を活用した分析・改善提案を行うことも可能とする。

エ 事業終了後、実施結果および今後の改善提案を含む実績報告書を提出すること。

(5) 独自提案

本業務の目的達成に資する独自提案があれば積極的に提案すること。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託料上限額

3,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

5. 成果物

受託者は、本業務完了後、次の成果物を提出すること。

(1) 業務実施報告書（効果検証結果含む）

- (2) 制作した画像、動画、デザインデータ等一式（編集可能データを含む）
- (3) 広告配信結果、分析結果等のデータ一式
- (4) その他、本市が必要と認めるもの

6. 留意事項

- (1) 委託料には、本業務実施に必要な費用を全て含むものとする。
- (2) 業務実施に必要な写真・画像等について、原則として受託者において用意すること。ただし、市が所有する素材については、必要に応じて協議のうえ提供可能とする。
- (3) 必要に応じて、文字校正および色校正を行うこと。校正作業については、市が校了と判断するまで実施するものとする。
- (4) 本業務により制作した成果物に係る著作権（著作権法第27条および第28条を含む。）は、原則として彦根市に帰属するものとする。
- (5) 本業務において使用する写真、動画、音源、出演者等については、彦根市による二次利用を含め、必要な権利処理を受託者の責任において行うこと。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

7. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市が実施する関連施策や広域観光施策との連携を妨げない内容とすること。